

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表
(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	改 正 前
埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例	埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例
(目的) 第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項、第百四十二条第十一項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙において、法第百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号及び第四号のビラの作成並びに法 <u>第百四十三条第一項第五号</u> のポスターの作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。	(目的) 第一条 この条例は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。）第百四十一条第八項、第百四十二条第十一項及び第百四十三条第十五項の規定に基づき、埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙において、法第百四十一条第一項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第百四十二条第一項第三号及び第四号のビラの作成並びに法 <u>第百四十三条第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（埼玉県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号</u> のポスターの作成の公営に関して必要な事項を定めることを目的とする。
第二条～第八条 （略）	第二条～第八条 （略）
(ビラの作成の公費の支払) 第九条 埼玉県は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該公職の候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 <u>八円三十八銭</u> 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 <u>五円六十二銭</u> にその	(ビラの作成の公費の支払) 第九条 埼玉県は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラ一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該公職の候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号又は第四号の選挙の区分に応じそれぞれ同項第三号又は第四号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第七条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合 <u>七円七十三銭</u> 二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合 <u>五円十八銭</u> にその

改正後	改正前
五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>四十一万九千円</u>を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。） 第十条～第十二条 （略） （ポスターの作成の公費の支払） 第十三条 埼玉県は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定するポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙区又は選挙が行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第十一条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 <u>五百八十六円八十八銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。） 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 <u>三十円七十三銭</u>にその五百を超える数を乗じて得た金額に<u>六十万九千六百九十円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第十四条・第十五条 （略）	五万枚を超える枚数を乗じて得た金額に<u>三十八万六千五百円</u>を加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。） 第十条～第十二条 （略） （ポスターの作成の公費の支払） 第十三条 埼玉県は、公職の候補者（前条の届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された同条に規定するポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ポスターの作成枚数（当該公職の候補者を通じて当該選挙区又は選挙が行われる区域（以下「選挙区等」という。）におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該公職の候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第十一条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 一 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 <u>五百四十一円三十一銭</u>に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に三十一万六千二百五十円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。次号において同じ。） 二 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 <u>二十八円三十五銭</u>にその五百を超える数を乗じて得た金額に<u>五十八万六千九百五十円</u>を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額 第十四条・第十五条 （略）